

下水道使用料の改定について



令和5年1月27日 二本松市公共下水道審議会

本日の審議会

- ▶ 第1回審議会 R4/ 7/12 委嘱状交付
- ▶ 第2回審議会 R4/10/ 7 下水道施設現地視察
- ▶ 第3回審議会 R4/11/22 諮問「下水道使用料の改定について」
 - ➡ 概況、経緯、現状、使用料改定・統一の必要性の確認
- ▶ **第4回審議会 R5/ 1/27 審議「課題と使用料改定の必要性」**

以降の審議会（案）

- ▶ 第5回審議会 R5/ 2/20 下水道使用体系の統一案
- ▶ 第6回審議会 R5/ _/_ 下水道使用料改定の素案
- ▶ 第7回審議会 R5/ _/_ 答申書案

下水道使用料の基本原則

- ▶ 下水道法では、使用料の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されています。

下水道法第20条第1項

- 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

下水道法第20条第2項

- 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
 1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 3. 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 4. 特定の使用者に対し不当な差別的扱をするものでないこと。

下水道使用料水準の検討

▶ 下水道事業を行うための経費

- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）



下水道事業の現状、 課題等について

資料

二本松市公共下水道審議会 第4回

2023年1月27日

二本松市建設部上下水道課下水道管理係

今後の日程

第1回審議会 R4/7/12

委嘱状交付

第2回審議会 R4/10/7

下水道施設現地視察

第3回審議会 R4/11/22

諮問「下水道使用料の改定について」

第4回審議会 R5/ 1/27

審議「課題と使用料改定の必要性」

第5回審議会 R5/ 2/20

審議「下水道使用料体系の統一案」

以降の審議会（案）

下水道使用料改定の素案

答申書案